

教員の資質能力向上プラン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 社会の急激な変化を見据え、様々な教育改革が進められる中、これからの時代の教育に適切に対応できるよう、効果的・効率的に教員の資質能力の向上を図るためのシステムや方策を検討するため、「教員の資質能力向上プラン検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、参与及び委員5名程度並びに京都府教育庁の関係職員で組織する。

2 前項の参与は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

(参与及び委員)

第3条 委員は、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

2 参与は、専門分野について必要な意見を述べるとともに、委員から出された意見を全体調整する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、教育長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 教育長は、必要があると認めたときは、検討会議に意見及び説明を受けるため、関係者を出席させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。